

高知市農業施策等に関する

意見回答書

平成 30 年 4 月 23 日

高 知 市

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

1) 担い手への農地利用の集積・集約化に関する要望

- (1) 集落・地域レベルでの話し合いを通じて作成された「人・農地プラン」は、実施要綱に基づいて毎年見直しが行われているが、農業者等が地域の課題や将来について具体的な意見を出して話し合うまでには至っていない。今後、農地利用最適化推進委員も話し合いに加わるなかで、関係機関や地域の農業者等への周知を行い、より一層の農業者等の参加と話し合いができる環境づくりに取り組むこと。
- (2) 平成 29 年に改正土地改良法が成立し、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県事業として、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備事業（畦畔除去、暗渠排水等）の実施が可能となり、平成 30 年より実施の方向と聞く。基盤整備を行い、営農条件のよい農地を担い手等へ貸し付けることは農地の集積・集約につながるため、農地中間管理事業の推進に積極的に協力すること。
- (3) 優良農地を確保・維持し、農地利用の最適化を推進するために基盤整備事業は必要不可欠であるが、これまでは防災面での取組が中心であり、農業分野における整備は未だに不十分であることから、農業者の負担を軽減するためにも、土地改良事業等補助金の交付要件を緩和し実施事業ごとに補助率を見直し（軽減）すること。
- (4) 地域における基盤整備を推進するため、多面的機能支払交付金制度についてより一層の周知を行い、活動組織の設立と維持のために農業者に対するサポート体制を整備すること。

(回答)

(1) 本市では、市域で28地区の人・農地プランを作成しており、毎年各地域でプランの検討会を開催しております。

検討会の開催に当たっては、事前に高知市担い手育成総合支援協議会の場で、各地域の課題に対応したテーマについて検討し、人・農地プランの関連施策とあわせて話し合いを行い、農業者の皆様のご意見をお聞きしております。

これまでに出了ご意見には「後継者のためにどのようにして農地を維持するのか」「担い手が出し手にかわる可能性がある」などの危機感を持つ内容や、「地域内における課題の共有が必要」などの意見もいただいたほか、検討会で出了意見を契機に、集落で鳥獣対策に取り組んだ事例などもございます。

また、昨年度からは農地利用最適化推進委員の皆様にも地域の話し合いに加わっていただいております、今後につきましてもより多くの方々に参加の呼びかけを行うとともに、推進委員や農業委員会の事務局をはじめとする関係機関の皆様にも更なるご協力を賜りながら、地域における人と農地の課題や、解決策等について話し合い、検討会の場をより良いものにしていけるよう取り組んでまいります。

(2) 全国的に農地中間管理機構への貸付が増加することが見込まれる中で、基盤整備が行われていない農地については担い手が借り受けにくいおそれがある一方で、農地の出し手については基盤整備のための負担を行う意向が無いなど、現状のままでは基盤整備の停滞や担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性があることから、本年度より農地中間管理機構関連農地整備事業が創設されました。

この事業の実施要件としましては、担い手農家への農地の集約化と併せて、

- ① 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること。
- ② 各団地の合計面積が一定規模以上であり、かつ、各団地が一定の要件に適合すること。
- ③ 機構の借入期間が一定期間（15年以上）であること。
- ④ 事業の実施により、担い手への農用地の集団化が相当程度図られること。
- ⑤ 事業実施地域の収益性が相当程度向上すること。

などの要件達成が必要で、事業につきましても県が行うこととなっております。

今後、土地改良区や集落協定等の集まりの場において周知に努める

とともに、県が事業推進をする際には連携を図りながら、事業実施の可能性について地域や関係機関とともに協力してまいります。

- (3) 本市では、高知市土地改良事業等補助金交付要綱により、例えば、水路等の新設及び改良を行う場合は平坦地域では事業費の75%以内、中山間地域では事業費の80%以内の補助をするなど、限られた予算の中でできる限りの補助を行っておりますことから、補助率の引き上げにつきましては、困難と考えております。

一方、一定の要件はありますが、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を進める農地耕作条件改善事業などの新たな国の補助事業がありますことから、今後においては、地元の皆様の要望や農地中間管理機構と連携・協議により、この様な補助事業の導入が可能であるか、地元の皆様とともに検討を進めてまいりたいと考えております。

- (4) 本市では、現在9組織が多面的機能支払交付金事業に取り組んでおり、地域の農地維持と併せ、農道・水路等の施設の維持管理活動を行う際に交付される農地維持支払交付金制度や、施設の長寿命化を図るために補修や修繕活動を行う際に交付される資源向上支払交付金制度を活用しています。

事業の実施に当たっては、地域内で活動組織の設立や活動計画の作成、事業計画の進捗管理等が必要であることのほか、報告書の作成などが新たな要件となるなど、活動組織に新たな負担も生じて参ります。

今後につきましても、制度の周知を図るとともに、関係機関と連携し、支援を行ってまいります。

2) 耕作放棄地の発生防止・解消に関する要望

- (1) 第3次高知市鳥獣被害防止計画の検証と総括を行ったうえで、第4次計画（H30～H32）を策定し、集落での勉強会の実施、猟友会と連携した新規狩猟者の確保、各地域振興課への専門狩猟者の設置等、実効性のある被害防止対策を行うこと。
- (2) 集落ぐるみで防止柵の設置が行えない農業者を対象とした高知市鳥獣被害防止柵設置支援事業について、予算を増額し希望者全員が補助を受けられるよう措置すること。
- (3) 見回りなど設置者の負担軽減や捕獲の効率化を図るため、センサー付きのくくり罠やイノシシ檻などの先進技術を用いた捕獲機材を、必要とする地区が導入できるよう予算措置を行うこと。
- (4) 所有者が適切な維持管理を行うことで竹林被害を防止するための予算措置を行うとともに、産学官の連携による竹の資源としての有効活用に取り組むこと。
- (5) 農地利用状況調査を効率的に実施し、詳細な農地情報を把握することで耕作放棄地対策と農地の有効利用を促進するために、農業委員・農地利用最適化推進委員の資質を高めるための研修や、タブレット端末の活用等による意欲的な農業委員会活動が行えるよう、十分な活動予算を確保すること。

(回答)

- (1) 第3次高知市鳥獣被害防止計画では、中山間地域が中心であった鳥獣被害が、春野地域などの平坦部への拡大や、被害を及ぼす鳥獣の増加などを踏まえ、前計画の被害対象鳥獣であったイノシシ、カラス、サルの3種に、シカやハクビシン、カワウなどの11種を新たに加えるとともに、農地を守るために集落ぐるみによる被害防除対策などを進めてきました。

計画期間中には、捕獲報償金の対象鳥獣の拡充による狩猟者への支援強化や、集落ぐるみによる防護柵設置の取組地区が1地区から5地

区に増えたこと、農業者個人への侵入防止柵の設置支援制度創設など様々な施策を講じてまいりましたが、鳥獣による農作物への被害は顕著な減少が見受けられない状況にあります。

第4次高知市鳥獣被害防止計画では、有害鳥獣駆除を担う狩猟免許所持者の減少や、農作物被害の拡大が課題として挙げられ、農業者自身による捕獲活動の実施や、猟友会と連携した専門的な捕獲従事者の養成、また、集落ぐるみでの防除対策への支援、啓発活動に力を入れていくこととしております。

また、鳥獣対策は地域の実情に応じた対策や専門的な知見が必要であることから、本年度より農林水産課に配置した有害鳥獣対策専門員を中心に実効性のある被害防除対策を地域とともに実施してまいります。

- (2) 本市では、集落ぐるみで「守る」「追い払う」「捕獲する」取組を進めておりますが、集落ぐるみによる防止柵の設置が困難な個人の農業者に対する支援として、県事業に市の予算を上乗せし、15万円を限度額として、資材費の4分の3の補助を行い、これまで58件の支援を行ってきております。

当事業につきましては、毎年広報等により周知しており、今後も事業の周知や予算の確保を図るとともに、支援内容につきましても検討を行ってまいります。

- (3) センサー付のわなや檻などICT技術を活用した鳥獣対策につきましては、捕獲従事者の高齢化や減少が進んでいる現状を踏まえ、見回り作業等の負担軽減対策や捕獲効率の向上を目指して現在技術開発が進んでいます。

技術の導入につきましては、初期投資が必要なことに加えて機材等の維持管理や運用技術の習得も必要なことから、現在はその殆どがメーカー主導による実証段階であるとお聞きしていますので、今後、狩猟者の意見も踏まえ、導入のメリット、デメリット等について研究してまいります。

- (4) 竹林の隣接地では竹の侵入が継続的に生ずるため、隣接する農地や人工林が竹林に置換してしまう竹林の拡大が問題となっていることから、市の対策では、人工林への竹の侵入を防止するため、国・県の造林補助制度に継ぎ足しを行う市独自の補助制度を設けています。

その他に、森林・山村多面的機能発揮対策事業において標準的経費の1/8を市の補助金として予算化し、森林組合・森林ボランティア等

が事業主体となって、竹林を含む里山整備事業を推進しています。

産官連携による竹資源の有効活用では、地域との連携による竹材の集荷体制を確立して一次加工までを担う事業者と、一次加工された竹材を集成材や高級車のハンドル材へ加工利用するとともに未利用部位を工業用ブラシなどに利活用する事業者とが、それぞれ土佐山地域の市有施設を活用して竹資源の有効活用に取り組んでいます。

今後の産官学の連携について、竹を多方面に活用するための基礎となる技術開発の進展等の情報収集に引き続き努めてまいります。

- (5) 本市の財政状況につきましては、今後5年間で159億円程度の財源不足が見込まれる厳しい収支状況であることから、全てのご要望にお応えすることはできませんでしたが、平成30年度の農業委員会費予算においては、昨年度と同程度の約1億4千万円の予算計上を行ったところですので、ご理解をお願い申し上げます。

3) 新規参入の促進に関する要望

- (1) 新規就農者の参入と定着を促進するために、使われていない農機具、空き家、空きハウス等の維持管理と情報提供を行い、ヒトとモノとのマッチングを円滑かつ効率的に行う農業関係団体を横断した仕組みを構築すること。
- (2) 農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金）の経営開始型において、親元就農の場合は親から独立した部門経営を行うこと、農家子弟の場合は新規参入者と同等の経営リスクを負うと市町村長に認められること等の交付要件があるため、農業者の家族という一番の後継者を確保するために、交付要件に該当しない場合に補完できる市単独の補助制度を創設すること。
- (3) 認定農業者には国による支援措置が設けられているが、融資を受けた場合の金利負担軽減など限られた条件のもとでの支援が中心であり、制度のメリットを感じている農業者が少ないため、農業委員の過半数が認定農業者である必要性からも、本市独自の広く認定農業者が活用できる支援策を創設し、認定農業者の増加を目指すこと。
- (4) 中山間地域の農業を維持し、新たな担い手を育成していくためにも、ユズ、四方竹、イタドリなど中山間地域に適した農産物の栽培支援と、収穫後の販路開拓や加工品開発に取り組むこと。
- (5) 中山間地域を始め、高齢化や担い手不足などにより地域農業の継続が危ぶまれるなかで、集落営農の必要性は感じているものの取組には躊躇している農業者が多いため、集落営農を推進している高知農業改良普及所と連携し、集落営農組織の立ち上げと維持のために支援措置をとること。

(回答)

- (1) 新規就農者への支援につきましては、昨年度より県・市・J A・農業委員会・農地中間管理機構・地域の指導的な農業者で構成するサポートチームを立ち上げ、農業経営や技術、資金や農地の確保など、新規就農者が抱える課題について、個別の支援を行っております。

農機具や空き家につきましては、現在J Aや民間事業者によりマッチングが行われており、空きハウスにつきましてもJ Aや農地中間管理機構がマッチングを行っておりますので、今後もサポートチームでの情報共有を図り、新規就農者の参入と定着を促進してまいります。

- (2) 国が行う農業次世代人材投資事業につきましては、基本的に制度設計上U・Iターンの新規参入者を支援するもので、農家子弟が参入する場合は新たな作物の導入や経営の多角化など一定の要件を満たす必要がありますが、親の経営をそのまま継承しようとする場合については事業の活用が困難となっております。

一方、本市では、就農希望者や後継者が就農しようとする場合に、県の支援制度である新規就農推進事業を活用し、就農希望者の就農前研修にかかる支援を行っているほか、地域や品目別に産地提案書を作成している場合につきましては、後継者が親元で研修する際にその指導農家となる親に対する支援等も行っております。

今後は、後継者の就農にかかる課題や支援について、農業者や関係機関のご意見も伺いながら研究してまいります。

- (3) 認定農業者制度につきましては、市で作成した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき自己の経営の改善を進めようとする計画を本市が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

メリットとしましては、スーパーL資金等の低金利融資制度を受けて農地の取得や機械・施設等整備が行えるほか、経営所得安定対策における支援や、国・県等の事業を導入しようとする生産者団体がある場合におきましても、認定農業者が参画していることなどが採択要件の一つに掲げられるなど重要視される一方で、農業者の皆様方からは実質的なメリット感が薄いとのこともお聞きしています。

現在本市では、平成29年度末において271経営体の認定農業者がおり、前年度末から比較しますと13経営体の増加が図られました。

今後につきましても、認定農業者のメリットについて周知を図りながら、意欲ある農業者の掘り起こしを行い認定農業者の増加につなげ

るとともに、本市独自の支援策につきましても、認定農業者の皆様や関係機関などからご意見をいただきながら研究をまいります。

- (4) ご意見にもあるユズや四方竹は、中山間地域に比較的適した農産物として多くの農家が栽培に取り組み、地域を代表する基幹作物となっています。

これまで、ユズの生産振興では、搾汁残渣からエッセンシャルオイルを抽出する等の6次産業化に取り組む事業者に対して支援を行うとともに、本市と柚子生産組合とが柚子関連商品を手掛ける事業者との間で結ばれてきたパートナーズ協定も、平成30年度から第3期目となり、課題である担い手育成や柚子のブランディングに取り組む予定です。

四方竹の生産振興においても、生産条件が不利な面も多い中山間地域における農作業の効率を高めるため、自動選別機の導入補助を行ってまいりました。

また、平成29年度からは新たな有望品目として鏡地域を中心に栽培されているイタドリの生産振興にも取り組んでおり、食品見本市等への出品などによる販売支援も実施しております。

これらの品目の生産支援や販路開拓等を進めながら、その他の新規品目の導入検討につきましても引き続き関係機関と共に取り組んでまいります。

- (5) 集落内の合意のもと、集落の農地を守り活用する集落営農組織は、農業機械の共同利用や農作業の受託などの活動を行うことで、高齢化等による農業の担い手不足に悩む地域を支える組織として期待されております。

現在高知市には、中山間地域をはじめとして、平成29年度には新たに「土佐舟入ファーム」も加えた10組織が活動に取り組んでおり、鏡地域の集落営農組織「梅ノ木ファーム」では、平成30年4月中に法人化される予定となっております。

一方、ご意見にあるように、集落営農組織の必要性は感じながらも組織化につながっていない地域もあるのではないかと考えられ、具体的な支援が必要であると考えております。

集落営農組織の設立には地域の合意形成が必要になることから、まずは準備会の設立支援等を、高知農業改良普及所等の関係機関と連携して進めてまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

- (1) 平成 28 年 5 月に閣議決定された都市農業振興基本計画に基づき、「第 12 次農業基本計画」に今後の都市農業のあり方を明記し、「開発すべきもの」から「保全すべきもの」とされた市街化区域内農地の減少を防ぐために、所有者の負担軽減の観点からも生産緑地制度を導入すること。
- (2) 南海トラフ地震による津波対策として、農業用燃油タンクから流出した重油による 2 次災害の危険性を農業関係者等に周知するとともに、個人負担の軽減等を検討したうえで、農業用タンク津波対策事業の活用を推進すること。
- (3) 地籍調査の推進とともに、今までに実施した土地改良事業等の測量データを整理し、津波浸水被害からの農地等の復旧に速やかに活用できる環境を整備すること。
- (4) コスト削減による所得の向上だけでなく、農作業に係る労力の軽減を図り、農業従事者の減少や高齢化に対応するため、IT 技術の導入や機械化を普及推進する施策を実施すること。
- (5) 農業用水の塩水化や水質悪化は農業生産活動に大きな影響を及ぼすため、東部地域を始め市内で塩水化が生じたときに即時対応ができるよう、十分な予算確保と体制整備を行うこと。
- (6) 高知市の学校給食では高知県産コシヒカリが使用されているが、時期ごと、地域ごとに多様な品種が適地適作で栽培されているため、生産者や関係機関と協議し必要量を確保できる供給体制を整備したうえで、全量高知市産米を使用すること。また、生産者の所得安定を図るため、価格面で課題が生じた場合に対応できるよう、市単独の支援事業を創設すること。
- (7) 生産者の所得向上につなげるため、学校給食においてコメ以外の農産物についても広く高知市産を使用できるよう、高知市産食材の流通拡大のための仕組づくりを行うこと。
- (8) 更なる販路拡大につなげるため、高齢者施設など学校以外で行われ

ている給食サービスにおいても高知市産品を活用するよう、生産者等とも連携し各種施設や給食納入業者に働きかけを行うこと。

(回 答)

- (1) 都市農業振興基本法は、都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の多様な機能の発揮を通じ良好な都市環境の形成を図ることを目的として制定され、各地方公共団体は国の定める都市農業振興基本計画を基本として地方計画の策定に努めることとされています。

第12次高知市農業基本計画においても、市街化区域内農業は都市住民への農産物供給の産地として、また緑地空間の提供など農業の多面的機能の発揮に向けて、農業振興や農地保全に努めていくこととしていますので、次期計画に向けた見直しにおいては、同法の定める地方計画としても位置づけられるよう検討してまいります。

次に、生産緑地制度につきましては、農地所有者は30年間の営農義務が生じるとともに厳しい建築制限が課せられる反面、固定資産税は市街化調整区域の農地と同等の課税となり税負担は軽減されることとなります。

今後につきましては、農業者や関連団体のご意見をお聞きするとともに、制度の導入に当たりましては、本市の都市計画マスタープランの変更による都市計画決定が必要なことなどから、関係部局等において検討を行ってまいります。

- (2) 農業用タンク津波対策事業については、平成29年度実績としまして、JA高知春野管内においてタンク19基、防油堤19基、JA高知市管内でタンク4基、防油堤5基の合計でタンク23基、防油堤24基の整備に対し支援を行いました。

平成30年度につきましてもタンク19基、防油堤19基の支援を行う予定でございます。

当事業につきましては、昨年度に県の要綱改正を受け、防油堤のみの整備や農家個人も支援対象となりましたことから、今後も関係機関と連携し、事業の周知や対策を進めてまいります。

- (3) 今までに実施しました土地改良事業等の測量データにつきましては、全てではありませんが事業を行った各改良区等が所有し、耕地課が所管しております。

この資料につきましては、地籍調査時や被災時等に必要な箇所の提

供を行ってまいりたいと考えております。

- (4) 今後の農業振興において、農作業の効率化や省力化は重要な課題であると認識しております。

現在本市では、施設園芸における I T 技術の導入支援としまして、環境制御技術の導入支援を行っており、収穫適期の判断や情報の蓄積等による収量増や省力化、所得向上や経営の安定化に繋げております。

また、中山間地域においては、ドローンを用いた果樹の消毒について、メーカー等に対して調査を行っておりますが、起伏の激しい地形のため、ドローンの G P S 制御が制限される可能性があること等の課題が確認されております。

このため、今後中山間地域において具体的な導入を検討する上では、実際に飛行及び散布試験を行い、作業性や防除効果の検証を行う必要があると考えており、県の普及所等関係機関と連携して実地試験等の検討を進めたいと考えております。

農業分野における I T 技術等の先端技術の活用につきましては、国におきましても技術開発が可能な研究について始まったばかりであり、研究の動向や農業者のニーズ、関係機関のご意見もいただきながら先駆技術の事例などを研究してまいります。

- (5) 農業用水に塩水化が生じた際の対策としましては、当該年度の市単土地改良事業費の予算の範囲内において対応に努めているところです。

本年度につきましては、昨年いただいた 1 件のご要望につきまして、予算の確保ができましたことから、対応させていただく予定となっております。

今後とも、予算の確保に努めてまいります。

- (6) 本市の学校給食食材は、高知市学校給食会が調達しており、高知県産コシヒカリを中心に指定し、購入しております。現在実施している給食では、年間約 250 t の米を使用しており、平成 30 年度に中学校給食が始まると、新たに年間約 85 t の米が必要となります。

市内産の米の集荷量は、学校給食を賄えるだけの量があると確認しておりますので、現在の食材調達の体制を活用しながら、納入業者である高知市学校給食会指定業者や関係機関と連携し、可能な限り市産米を使用していきたいと考えています。

一方、高知市産米の使用に伴う支援につきましては、他市等では、生産者に対して直接支援を行う場合や、納入事業者に行われる場合な

ど様々な事例があります。

本市の稲作につきましても、生産者の大半が早場米の生産に力を入れており、全国的に新米が出回らない時期に大都市圏へ早期出荷することにより、有利な価格での販売が可能であることから、現在の仕様である高知県産米を高知市産米に切り替えた場合の価格差をどのように埋めていくかも大きな課題です。

農業振興策として学校給食米の生産者に対し生産費の一部を支援するという方法も考えられますが、現在の学校給食の入札制度においては、生産者を特定できないなど、さらに検討が必要だと考えます。

今後につきましても、生産者団体等の意見を踏まえ、学校給食における高知市産米の導入に係る支援策について検討してまいります。

- (7) 本市の学校給食では、可能な限り近くで生産される食材を使用したいと考え、食材調達を行っております。使用に当たりましては、1日に約17,000食、平成30年度に中学校給食が始まると、全体で22,000食の提供にかかる量の安定的な確保が必要となります。

高知市の主要な野菜の生産量は、「高知県農業の動向」等を参考に、平成29年度は、冬春きゅうりや冬春トマト、生姜などの生産量から、活用できる可能性があることを確認しております。

一方、高知市内における流通の状況では、学校給食の提供に必要な品目・量に対し、高知市内産の野菜等が手に入らないことが多いのが現状です。高知市内産野菜が市場に必要量に十分に流通されていて、それを納入業者が手配し学校へ納品することができれば、40か所ある調理場への配送についても現在の仕組みの中で対応できますことから、今後の市場流通量の増加を期待しております。

- (8) 本市では、地域特性を活かし各地域で様々な農業が営まれており、農林水産部では、これらの地域で生産された農林水産物の地産地消・外商を進めております。

平成29年度におきましては、都市圏での食品展示会への参加のほか、市内においても横断的な連携により市内の宅配弁当事業者や全国的なリゾートホテル、輸出商社などに対し高知市産農林水産物の活用を働きかけてまいりました。

今後につきましても、引き続き産地の育成とあわせた地産地消・外商活動を行っていくなかで、高齢者施設や給食サービス部門においても高知市産農林水産物のPRを行ってまいります。

3 国・県への要望

- (1) 国が「食料・農業・農村基本計画」のなかで示している「食料自給力（農林水産業が有する食料の潜在生産能力）」向上のために、優良農地や農業用水等の農業資源や農業就業者の確保，農業技術の開発・普及等を着実にを行うこと。
- (2) 農業者年金は農家世帯の将来における生活安定のための制度であることから，農業経営のパートナーとして重要な役割を担っている後継者の配偶者についても，保険料補助の対象となるよう引き続き強く要望すること。
- (3) 農村女性リーダーや青年農業士を始めとする，高知県内の農業発展のために活動している農業者や農業関係団体を支援し，新規就農者や両親・祖父母のもとで就農する後継者の育成と技術支援のための充実した施策に取り組むよう要望すること。
- (4) 春野地域の新川川（長浜川）の護岸整備の早期完成と，県管理河川である芳原川及び新川川支流の北山川の下汲地橋から遅能の底井流までの浚渫工事計画については，高知県と協議のうえ，完成年度を定めて早期実現を目指し取り組むこと。
- (5) 春野地域の遅能の底井流については，冠水被害対策として豪雨時において県道下をくぐる南北の水量を考慮したうえで改修工事を実施すること。

(回 答)

- (1)(3)今後も引き続き、本市農業の安定的な生産と供給力の向上を図り、農業者が安心して生産活動を行える環境を整えるとともに、あわせて担い手の育成と指導者への支援、農業生産施設の維持・強化を図ることは、国・県の支援が必要であるため、引き続き高知県市長会等を通じて要望してまいります。
- (2) 農業者年金制度の保険料補助について、後継者の配偶者にも対象を拡大するご要望につきましては、平成 28 年度も高知県市長会を通じて要望を行い、平成 28 年 6 月全国市長会議において、農業の振興に関する提言の一部として決定され、関係府省庁等に提出いたしました。本年度も高知県市長会に議案として提出し、制度の実現に向けて引き続き働きかけを行っております。
- (4) 春野地域にあります新川川（長浜川）や北山川につきましては、管理者である高知県（高知土木事務所）からは、「新川川の護岸整備については、今年度も護岸整備を進めており、早期の事業完成に向け、継続的な予算の確保に努めてまいります。
河川の浚渫等の維持管理については、現状の土砂の堆積状況や草の繁茂などの状況を把握するとともに、治水上支障がある箇所について、必要な対策を講じ適切な維持管理に努めてまいります。また、堤防の草刈り等は住民の皆様方のご協力をいただき実施するなど、官民協働による取組を拡げていきたいと考えます。」との回答をいただいております。
- (5) これにつきましても同様に河川管理者の高知県からは、「北山川のめがね橋付近の浸水対策については、県内の他河川の事業の進捗状況との調整を図りながら、事業化について検討します。」との回答をいただいております。
新川川及びその支線も含めた河川の拡幅並びに護岸整備、また維持管理につきましては、本市といたしましても重要な課題と捉えており、引き続き河川管理者である県へ要望してまいります。